

被処分者の氏名又は法人名称	松永 憲親
登録番号又は法人番号	00089295
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所所在地	東京都板橋区東山町11-5 昌栄荘10号
処分年月日	平成28年7月25日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び7年間の会員の権利の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第三号）
上記処分をした理由	会費滞納による（会則第24条による手続）
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>東京都行政書士会会則第24条</p> <p>第24条 正当な理由がなく、6か月以上の会費を滞納している会員（以下「長期会費滞納会員」という。）に対し、会則に違反したものととして第23条第1項第三号及び第23条の2第1項第三号並びに第四号の処分を行う場合には、本条の手続を経るものとする。</p> <p>2 会長は、長期会費滞納会員に対し、1か月以上の期間を定めて、会費を納入すべき旨の催告を行う。</p> <p>3 会長は、前項の規定による催告を行ってもなお定められた期間内に会費を納入しない会員につき、業務を継続して行う意思（以下「業務継続意思」という。）の有無を確認するものとする。</p> <p>4 当該会員が業務継続意思を有しないものと確認されたときは処分を行う。</p> <p>5 業務継続意思を有するものと確認された会員が、なお3か月以内に会費を納入しないときは、業務継続意思を有しないものとみなして処分を行う。</p> <p>6 前2項の処分を行うときは、会長は理事会に諮り決定しなければならない。</p>